食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成27年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第18号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例(平成12年岩手県条例第30号)の一部を次のように改正する。

改正前 以表第4 (第9条関係)			改正後 別表第4(第9条関係)			
法第26条第1項(法第62条第1項に	[略]		法	第26条第1項(法第62条第1項に	[略]	
おいて準用する場合を含む。)の規			お	いて準用する場合を含む。)の規		
定に基づき知事が行う食品等の検査			定	に基づき知事が行う食品等の検査		
			法	第48条第6項第3号に規定する養	食品衛生管理	1件 150,000円
			成	施設の登録の申請に対する審査	者養成施設登	
					録申請手数料	
			法	第48条第6項第4号に規定する講	食品衛生管理	1件 90,000円
			習	会の登録の申請に対する審査	者講習会登録	
					申請手数料	
法第52条第1項及び政令第35条の規	[略]		法	第52条第1項及び政令第35条の規	[略]	
定に基づく飲食店営業の許可の申請			定	に基づく飲食店営業の許可の申請		
に対する審査			に	対する審査		
[略]				[略]		

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。